

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	－ (－)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西予市 (382141)
地域名 (地域内農業集落名)	田之浜地区 (田之浜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	12 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	12 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

西予市の西部に位置する明浜地区は、東西に細長い典型的なリアス海岸地形を呈しており、当地区の基幹産業である柑橘栽培園地は、宇和海に面した南斜面に広がっている。

その明浜地区の西に位置する当地域は、平地に乏しい湾岸に立地し、生産条件が不利な急傾斜の樹園地で行われているが、不利な生産条件の下でも、農地を保全し、農業生産活動の維持に努めている。

近年、明浜地区では、高齢化による離農や人口減少、後継者・担い手不足等により、最盛期の昭和60年頃に約15,000tあった柑橘生産量は年々減少し、現在では約4,000t(令和5年度末調査)となっている。

今後、当地域の柑橘農業の活性化を図るためには、生産者、農業法人、関係機関及び行政が一体となった「明浜地区全体」での取り組みによる、農地保全の意識の共有や機運を醸成し、当地域の柑橘農業が抱えている下記の課題等を克服していく必要がある。

【課題】

・担い手の高齢化等により耕作ができない農地が増加しているが、他人に貸すことへの不安による農地の貸し渋りがあり、耕作放棄地の増加へとつながる現状がある。また、隣接する農地所有者ではなく、親戚などへ耕作を依頼することも多く、このことで、園地の分散化につながっている。耕作放棄地の発生は、鳥獣や病害虫の温床となる事で、隣接する農地への影響もある。

・代々引き継いできた農地に対しての意識は高いものの、地域全体で農地を守っていくという意識の共有や醸成はできておらず、規模を拡大したい生産者が、空いている農地を知るには人づてしかなく、農地の確保が困難な状況である。

・後継者や担い手不足が続いていることから、共同で維持管理を行っている南予用水施設や農道、モノレールなどの作業及び管理経費が負担となり、近い将来には、施設の運用が困難になると懸念されている。

・後継者が不在の農家が離農する際にも、相談先がなく、園地、機械及び施設が継承されていない。

・中山間地域特有の急斜面に広がる園地作業が精一杯で、鳥獣被害対策にまで手が回っていない。

※令和3年作成の現行「人・農地プラン」で公表している耕地面積41.1haに対し、今回の地域計画で位置付ける予定の農用地面積は12haとなっており、耕作ができない農地が明浜町内で最も増加している地域である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

明浜地区の柑橘農業の活性化を図るために令和4年に策定した「明浜地区柑橘農業活性化計画」に基づき、生産者、農業法人、関係機関及び行政が連携して明浜地区全体での取組みを進めていく。

当計画では、明浜地区柑橘農業の持続性を高め、自然環境の保全と良好な景観の形成、技術の伝承などを次世代の生産者に引き継ぎ、将来にわたり、意欲ある生産者や生産者組織等が安心して営農を継続できるように支援し、新たな担い手の確保、育成ができる環境を整えるため、①「実効性のある農地情報の整理と可視化」、②「担い手の確保・育成」、③「持続した農業経営」に分類した課題を設定し、その課題ごとに目指すべき将来像を掲げている。

まずは、この「明浜地区全体」での取組みにより、農地保全の意識の共有や機運を醸成し、当地域の柑橘農業が抱えている個別の課題等を解決していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
目標地図に位置づけられる担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	17%	将来の目標とする集積率	60%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業委員・農地最適化推進委員の協力を得て、担い手の意向を確認しながら集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
「農地流動化委員会」をはじめ、「明浜地区柑橘農業活性化計画」の推進する組織との連携や、農地中間管理機構の活用により、認定農業者や新規就農者を中心に下記の各地区での具体方針に沿って、面積の拡大を進めるとともに、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。	
当区域内には、慣行栽培や有機栽培など、栽培管理の異なる果樹園地が混在するが、農用地の集積、集約化に当たっては、共存共栄かつ経営(作業)の効率化に重点を置き、計画区域(協定単位)内の担い手で行う。	
ただし、受け手が確保できない場合には、明浜町内の隣接する計画区域との集積、集約も積極的に推進する。	
(地域全体の方針)	
「実効性のある農地情報の整理と可視化」	
・農地の現状、将来の貸付や譲渡の意向を確認し農地情報の整理を行い、さらに可視化する。相談窓口の設置により、農地の貸し渋りを無くし、円滑な農地流動化を目指すとともに、農地及び地域資源の適正な保全・維持を図る。	
【具体的な取組み】	
① 農地情報の把握と整理	
地域での話し合いにより、人と農地の問題(円滑な農地の貸借、遊休農地の発生防止・活用)解決を進めるとともに、アンケート等の実施により農地情報の整理を行い、地域全体または町全体で農地を守る機運の醸成を図る。	
② 農地情報の可視化	
整理された農地情報を地図上に重ねて表示し、可視化したデータをインターネット等で配信し情報共有を行う。	
③ 相談窓口の設置	
農地管理、離農相談及び農地情報の利用について相談窓口を設置し、円滑な推進を行う。	
(集落の方針) ※田之浜集落	
・農地の拡大の意向のある担い手を中心に農地の集約を進める。また、Iターンによる移住就農者の獲得も進める。	
※中心経営体である認定農業者が中心となって担い、新規就農者の受け入れを、東宇和農業協同組合、農事組合法人無茶々園等との地元団体と連携して促進する。	
また、農地・農業者の動きについては、農業委員等と連携した情報収集を積極的に行いながら対応していく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
「農地流動化委員会」を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。	
具体的には、日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や、担い手の負担の軽減を図る。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑤急傾斜地果樹園での薬液散布、施肥、収穫物の運搬等の各種作業を省力・軽労化するための現行機械の更新や導入や、機械化を可能とする生産性の高い園地に向けた緩傾斜化など、国や県の補助金を活用した整備を検討する。
 ⑦「農地流動化委員会」が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。
 ⑩明浜独自事業である「西予市柑橘農業就農支援事業」(農業体験者、就農研修生及び就農研修生を受け入れる明浜地域の認定農業者、営農組織等に対する補助金を交付)により、新規就農者の定着促進を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	該当なし	うち計画同意者数(人・%)
-------------	------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。